<table>
<tr><th>該当部分</th><th>項目名</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>P1-15
第１編
第４章</td><td>指定公共機関及び指定地方公共機関</td><td>
(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（法第 21 条）
指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該機関が作成する国民保護業務計画で定めた、その業務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされている。
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>災害研究機関</td><td>武力攻撃災害に関する指導、助言等</td></tr>
<tr><td>放送事業者</td><td>警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</td></tr>
<tr><td>運送事業者</td><td>1　避難住民の輸送及び緊急物資の輸送
2　旅客及び貨物の輸送の確保</td></tr>
<tr><td>電気通信事業者</td><td>1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</td></tr>
<tr><td>電気事業者</td><td>電気の安定的な供給</td></tr>
<tr><td>ガス事業者</td><td>ガスの安定的な供給</td></tr>
<tr><td>水道事業者
水道用水供給事業者
工業用水道事業者</td><td>水の安定的な供給</td></tr>
<tr><td>日本郵便株式会社</td><td>郵便の確保</td></tr>
<tr><td>一般信書便事業者</td><td>信書便の確保</td></tr>
<tr><td>病院その他の医療機関</td><td>医療の確保</td></tr>
<tr><td>河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者</td><td>河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理</td></tr>
<tr><td>日本赤十字社</td><td>1　救援への協力
2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td></tr>
<tr><td>日本銀行</td><td>1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</td></tr>
</table>
</td><td>
(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関（法第 21 条）
指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該機関が作成する国民保護業務計画で定めた、その業務に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされている。
<table>
<tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr>
<tr><td>災害研究機関</td><td>武力攻撃災害に関する指導、助言等</td></tr>
<tr><td>放送事業者</td><td>警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</td></tr>
<tr><td>運送事業者</td><td>1　避難住民の輸送及び緊急物資の輸送
2　旅客及び貨物の輸送の確保</td></tr>
<tr><td>電気通信事業者</td><td>1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
2　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</td></tr>
<tr><td>電気事業者</td><td>電気の安定的な供給</td></tr>
<tr><td>ガス事業者</td><td>ガスの安定的な供給</td></tr>
<tr><td>水道事業者
水道用水供給事業者
工業用水道事業者</td><td>水の安定的な供給</td></tr>
<tr><td>日本郵便株式会社</td><td>郵便の確保</td></tr>
<tr><td>一般信書便事業者</td><td>信書便の確保</td></tr>
<tr><td>日本医師会
病院その他の医療機関</td><td>医療の確保</td></tr>
<tr><td>河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者</td><td>河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理</td></tr>
<tr><td>日本赤十字社</td><td>1　救援への協力
2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td></tr>
<tr><td>日本銀行</td><td>1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>P1-16
第１編
第４章</td><td>２　県対策本部関係機関の連絡先</td><td>
【県関係機関】
<table>
<tr><th>名　称</th><th>担当部署</th><th>所　在　地</th><th>(T)電話
(F)ＦＡＸ
(E)e-mail</th><th>その他の連絡方法</th></tr>
<tr><td>佐賀県知事
（県対策本部長）</td><td>政策部
秘書課</td><td>〒840-8570
佐賀市城内一丁目
1 番 59 号</td><td>T 0952-25-7007
F 0952-25-7288
E hisho@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr>
<tr><td>副知事
（県対策副本部長）</td><td>政策部
秘書課</td><td>同　上</td><td>T 0952-25-7007
F 0952-25-7288
E hisho@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
【県関係機関】
<table>
<tr><th>名　称</th><th>担当部署</th><th>所　在　地</th><th>(T)電話
(F)ＦＡＸ
(E)e-mail</th><th>その他の連絡方法</th></tr>
<tr><td>佐賀県知事
（県対策本部長）</td><td>政策部
秘書課</td><td>〒840-8570
佐賀市城内一丁目
1 番 59 号</td><td>T 0952-25-7007
F 0952-25-7288
E hisho@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr>
<tr><td>副知事
（県対策副本部長）</td><td>政策部
秘書課</td><td>同　上</td><td>T 0952-25-7007
F 0952-25-7288
E hisho@pref.saga.lg.jp</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

			県教育長	教育委員会事務局教育総務課	同　上	T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp			県教育長	教育委員会事務局教育総務課	同　上	T 0952-25-7398 F 0952-25-7281 E kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp	
			佐賀県警察本部長	警備部警備第二課	〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号	T 0952-24-1111（内 5784） F 0952-29-7709 E			佐賀県警察本部長	警備部警備第二課	〒840-8540 佐賀市松原一丁目1番16号	T 0952-24-1111（内 5784） F 0952-29-7709 E	
			政策部長	危機管理防災課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp			政策部長	危機管理防災課	〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号	T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp	
			危機管理・報道局長	報道課 危機管理防災課	同　上	T 0952-25-7008 F 0952-25-7289 E houdou@pref.saga.lg.jp			危機管理・報道局長	報道課 危機管理防災課	同　上	T 0952-25-7362 F 0952-25-7262 E kikikanribousai@pref.saga.lg.jp	
			県民環境部長	県民協働課	同　上	T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp			県民環境部長	県民協働課	同　上	T 0952-25-7244 F 0952-25-7561 E kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp	
			文化・観光局長	さが創生推進課	同　上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp			文化・観光局長	さが創生推進課	同　上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
			SSP 推進局長	さが創生推進課	同　上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp			SSP 推進局長	さが創生推進課	同　上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
			健康福祉部長	健康福祉政策課	同　上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp			健康福祉部長	健康福祉政策課	同　上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp	
			産業労働部長	産業政策課	同　上	T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp			産業労働部長	産業政策課	同　上	T 0952-25-7251 F 0952-25-7290 E sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp	
			農林水産部長	農政企画課	同　上	T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp			農林水産部長	農政企画課	同　上	T 0952-25-7587 F 0952-25-7465 E nouseikikaku@pref.saga.lg.jp	
			男女参画・こども局長	健康福祉政策課	同　上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp			男女参画・こども局長	健康福祉政策課	同　上	T 0952-25-7052 F 0952-25-7264 E kenkoufukushiseisaku@pref.saga.lg.jp	
			県土整備部長	県土企画課	同　上	T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp			県土整備部長	県土企画課	同　上	T 0952-25-7258 F 0952-25-7275 E kendokikaku@pref.saga.lg.jp	
			地域交流部長	さが創生推進課	同　上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp			地域交流部長	さが創生推進課	同　上	T 0952-25-7506 F 0952-25-7423 E sagasousei@pref.saga.lg.jp	
			総務部長	法務私学課	同　上	T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp			総務部長	法務私学課	同　上	T 0952-25-7217 F 0952-25-0629 E houmu-sigaku@pref.saga.lg.jp	
P2-7 第２編 第１章 第１	県における組織・体制の整備	（新設）							５　医療提供体制の確保 県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。				
P2-10 第２編 第１章 第２	５　指定公共機関などとの連携	(3) 関係機関との協定の締結等（法第 147 条） 知事〈総括対策班、情報通信対策班、広報対策班、組織支援対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、関係機関から次に掲げる物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。							(3) 関係機関との協定の締結等（法第147条） 知事〈総括対策班、情報通信対策班、広報対策班、組織支援対策班、健康福祉対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、関係機関から次に掲げる物資及び資材の供給等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。				

P2-19 第２編 第１章 第５	２　訓練	(3) 訓練に当たっての留意事項 ア　～　カ　（略） （新設）	(3) 訓練に当たっての留意事項 ア　～　カ　（略） キ　知事〈総括対策班〉は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。
P2-20 第２編 第２章	１　避難に関する基本的事項	(1) 基礎的資料の準備（法第 54 条第 1 項及び第 2 項） （略） （新設）	(1) 基礎的資料の準備（法第 54 条第 1 項及び第 2 項） （略） 県対策本部において集約すべき基礎的資料 ア　収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト （※ 特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等） イ　避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト　　など
P2-20 第２編 第２章	２　救護に関する基本的事項	(1) 基礎的資料の準備（法第 75 条） 知事〈総括対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。	(1) 基礎的資料の準備（法第 75 条） 知事〈総括対策班、健康福祉対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。
P2-22 第２編 第２章	４　交通の確保に関する体制等の整備	(3) 緊急通行車両に係る確認手続 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。	(3) 緊急通行車両に係る確認手続 県及び県警察は、武力攻撃事態等において、県知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の推進を図る。
P2-23 第２編 第２章	５　避難施設の指定	(1) 避難施設の指定の考え方（法第 148 条第 1 項） 知事〈総括対策班〉は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	(1) 避難施設の指定の考え方（法第 148 条第 1 項） 知事〈総括対策班〉は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。
P2-29 第２編 第４章	１　基本的考え方	(2) 国との連携（法第 3 条第 4 項、法第 144 条） 県〈総括対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・調達体制の整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。	(2) 国との連携（法第 3 条第 4 項、法第 144 条） 県〈総括対策班、健康福祉対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・調達体制の整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。
P2-29 第２編 第４章	１　基本的考え方	(1) 防災のための備蓄、整備との関係（法第 146 条） 県〈総括対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たるために必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄・整備と防災のための備蓄・整備とを相互に兼ねることができるものについては、佐賀県地域防災計画で定められている防災のための備蓄品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の情報を確実に把握しておくものとする。	(1) 防災のための備蓄、整備との関係（法第 146 条） 県〈総括対策班、健康福祉対策班、産業労働対策班、農林水産対策班、県土整備対策班〉は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たるために必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄・整備と防災のための備蓄・整備とを相互に兼ねることができるものについては、佐賀県地域防災計画で定められている防災のための備蓄品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の情報を確実に把握しておくものとする。

<table>
<tr>
<td>P3-15
第３編
第２章</td>
<td>４　県対策本部の組織及び各対策班の構成等</td>
<td>【図３－３－２　各対策班の構成課等】
<table>
<tr><th>各対策班名</th><th>対策班長</th><th>対策副班長</th><th>構成課等</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>産業労働対策班</td><td>産業労働部長</td><td>産業政策課長
企業立地課長
産業人材課長
流通・貿易課長</td><td>産業政策課
報道課
福祉課
生活衛生課
流通・貿易課
企業立地課
産業人材課　ほか</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>県土整備対策班</td><td>県土整備部長</td><td>県土整備部副部長
県土企画課長
建築・技術課長
まちづくり課長
下水道課長
河川砂防課長
道路課長</td><td>県土企画課
建設・技術課
まちづくり課
下水道課
産業人材課
土地利活用課
建築住宅課
資産活用課
教育総務課
河川砂防課
農山村課
港湾課
道路課　ほか</td></tr>
</table>
</td>
<td>【図３－３－２　各対策班の構成課等】
<table>
<tr><th>各対策班名</th><th>対策班長</th><th>対策副班長</th><th>構成課等</th></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>産業労働対策班</td><td>産業労働部長</td><td>産業政策課長
企業立地課長
産業人材課長
流通・貿易課長</td><td>産業政策課
報道課
社会福祉課
生活衛生課
流通・貿易課
企業立地課
産業人材課　ほか</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>県土整備対策班</td><td>県土整備部長</td><td>県土整備部副部長
県土企画課長
建築・技術課長
まちづくり課長
下水道課長
河川砂防課長
道路課長</td><td>県土企画課
建設・技術課
まちづくり課
下水道課
産業人材課
建築住宅課
資産活用課
教育総務課
河川砂防課
農山村課
港湾課
道路課　ほか</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
<tr>
<td>P3-27
第３編
第３章
第８</td>
<td>３　民間からの救援物資の受入れ等</td>
<td>県〈健康福祉対策班、男女参画・こども対策班〉は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。
県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。</td>
<td>県〈健康福祉対策班〉は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。
県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。</td>
</tr>
<tr>
<td>P3-41
第３編
第４章
第３</td>
<td>３　避難の指示</td>
<td>(3) 住民に対する避難の指示に際しての留意・調整事項（法第 54 条第 2 項）
（略）
キ　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
・　県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
・　国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応
（必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整）</td>
<td>(3) 住民に対する避難の指示に際しての留意・調整事項（法第 54 条第 2 項）
（略）
キ　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
・　県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
・　国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応
（必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整）</td>
</tr>
<tr>
<td>P3-59
第３編
第５章
第１</td>
<td>１　救援の実施</td>
<td>１　救援の実施
（略）
(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
(8) 学用品の給与
(9) 死体の捜索及び処理
(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及</td>
<td>１　救援の実施
（略）
(7) 福祉サービスの提供
(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
(9) 学用品の給与
(10) 死体の捜索及び処理</td>
</tr>
</table>

		ぼしているものの除去	(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
P3-60 第３編 第５章 第２	第２　関係機関との連携	１～３　（略） （新設） ４　日本赤十字社との連携　（法第 77 条第３項） ５　緊急物資の運送の求め等　（法第 79 条第１項） ５　指定地方公共機関による緊急物資の運送　（法第 79 条第２項）	１～３　（略） ４　事業者との連携 県〈各対策班〉は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。 ５　日本赤十字社との連携　（法第 77 条第３項） ６　緊急物資の運送の求め等　（法第 79 条第１項） ７　指定地方公共機関による緊急物資の運送　（法第 79 条第２項）
P3-61,62 第３編 第５章 第３ ３	(1) 収容施設の供与	【「収容施設の供与」の実施に関し留意すべき事項】 ア　避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）〈総括対策班及び関係対策班〉 イ　避難所の決定〈総括対策班及び関係対策班〉 ウ　仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理〈県民環境対策班〉 エ　避難所におけるプライバシーの確保への配慮〈健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、被災者支援等対策班〉 オ　避難所の運営管理についてのボランティアの協力〈県民環境対策班、健康福祉対策班〉 カ　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与〈健康福祉対策班〉 キ　老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与〈健康福祉対策班、県土整備対策班〉 ク　収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（公営住宅、賃貸住宅等を含む。）とその用地の把握）〈県土整備対策班、被災者支援等対策班〉 ケ　長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応〈県土整備対策班〉 コ　提供対象人数及び世帯数の把握〈健康福祉対策班、被災者支援等対策班〉　等	【「収容施設の供与」の実施に関し留意すべき事項】 ア　避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握）〈総括対策班及び関係対策班〉 イ　避難所の決定〈総括対策班及び関係対策班〉 ウ　仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理〈県民環境対策班〉 エ　避難所におけるプライバシーの確保への配慮〈健康福祉対策班、被災者支援等対策班〉 オ　避難所の運営管理についてのボランティアの協力〈県民環境対策班、健康福祉対策班〉 カ　老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与〈健康福祉対策班、県土整備対策班〉 キ　収容期間が長期にわたる場合の対応（宿泊施設の居室、長期避難住宅等（公営住宅、賃貸住宅等を含む。）の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握）〈県土整備対策班、被災者支援等対策班〉 ク　長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応（調達が困難な場合の、国等への支援要請）〈県土整備対策班〉 ケ　提供対象人数及び世帯数の把握〈健康福祉対策班、被災者支援等対策班〉　等
P3-62 第３編 第５章 第３ ３	(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	【「食品･飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与」の実施に関し留意すべき事項】 ア　食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認〈農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班〉 イ　物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請 〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班〉 ウ　提供対象人数及び世帯数の把握〈健康福祉対策班、被災者支援等対策班〉 エ　引き渡し場所や集積場所の確認、輸送手段の調達、物資輸送の際の交通規制 〈健康福祉対策班、総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班、組織支援対策班、県警察〉 オ　ボランティア等の協力による物資の配布や避難住民等のニーズの把握〈県民環境対策班、健康福祉対策班〉　等	【「食品･飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与」の実施に関し留意すべき事項】 ア　食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認〈農林水産対策班、健康福祉対策班〉 イ　物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請 〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班〉 ウ　提供対象人数及び世帯数の把握〈健康福祉対策班、被災者支援等対策班〉 エ　引き渡し場所や集積場所の確認、輸送手段の調達、物資輸送の際の交通規制 〈健康福祉対策班、総括対策班、産業労働対策班、地域交流対策班、組織支援対策班、県警察〉 オ　ボランティア等の協力による物資の配布や避難住民等のニーズの把握〈県民環境対策班、健康福祉対策班〉　等
P3-64 第３編 第５章 第３	(6) 電話その他の通信設備の提供	【通信設備の提供に関し留意すべき事項】 ア　収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握〈総括対策班、情報通信対策班〉 イ　電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整〈総括対策班、情報通信対策班〉 ウ　電話その他の通信設備等の設置箇所の選定〈総括対策班、情報通信対策班〉 エ　聴覚障害者等への対応〈健康福祉対策班〉 （新設）	【通信設備の提供に関し留意すべき事項】 ア　収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握〈総括対策班、情報通信対策班〉 イ　電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整〈総括対策班、情報通信対策班〉 ウ　電話その他の通信設備等の設置箇所の選定〈総括対策班、情報通信対策班〉 エ　聴覚障害者等への対応〈健康福祉対策班〉 オ　通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請〈総括対策班、情報通信対策班〉　等

P3-65 第３編 第５章 第３	１　救援の内容	（新設）	(7) 福祉サービスの提供 　県は、関係業界団体の協力を得る等により、避難住民のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に対する福祉サービスの提供の確保を図る。 【「福祉サービスの提供」の実施に関し留意すべき事項】 ア　避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握〈健康福祉対策班、被災者支援等対策班〉 イ　これらの者からの相談対応〈健康福祉対策班〉 ウ　これらの者に対する避難生活上の支援〈健康福祉対策班〉 エ　福祉避難所の設置〈健康福祉対策班〉 オ　福祉サービスの提供に係る国等への支援要請〈健康福祉対策班〉　等
P3-65 第３編 第５章 第３	１　救援の内容	(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 　（略） 【「住宅の応急修理」の実施に関し留意すべき事項】 ア　住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）〈県土整備対策班〉 イ　応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保〈県土整備対策班〉 ウ　住宅の応急修理時期や優先箇所の決定〈県土整備対策班〉 エ　応急修理の相談窓口の設置〈県土整備対策班、被災者支援等対策班〉 （新設）	(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 　（略） 【「住宅の応急修理」の実施に関し留意すべき事項】 ア　住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）〈県土整備対策班〉 イ　応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保〈県土整備対策班〉 ウ　住宅の応急修理時期や優先箇所の決定〈県土整備対策班〉 エ　応急修理の相談窓口の設置〈県土整備対策班、被災者支援等対策班〉 オ　住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請〈県土整備対策班〉
P3-65 第３編 第５章 第３	１　救援の内容	(8) 学用品の給与 （略） 【「学用品の給与」の実施に関し留意すべき事項】 ア　児童生徒の被災状況の収集〈文教対策班〉 イ　不足する学用品の把握〈文教対策班〉 ウ　学用品の給与体制の確保〈文教対策班〉　等 （新設）	(9) 学用品の給与 　（略） 【「学用品の給与」の実施に関し留意すべき事項】 ア　児童生徒の被災状況の収集〈文教対策班〉 イ　不足する学用品の把握〈文教対策班〉 ウ　学用品の給与体制の確保〈文教対策班〉 エ　教科書等の給与に係る国等への支援要請〈文教対策班〉　等
P3-65 第３編 第５章 第３	１　救援の内容	(9) 死体の捜索及び処理 　（略） (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 　（略）	(10) 死体の捜索及び処理 　（略） (11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 　（略）
P3-67,68 第３編 第５章 第５	１　救援の際の物資の売渡し要請等	１　救援の際の物資の売渡し要請等（法第 81 条、法第 82 条、法第 84 条、法第 85 条） （略） (1) 救援の実施に必要な医薬品、食品、寝具等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資※）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班、組織支援対策班〉 (2) 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班、組	１　救援の際の物資の売渡し要請等（法第 81 条、法第 82 条、法第 84 条、法第 85 条） （略） (1) 救援の実施に必要な医薬品、食品、寝具等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資※）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、県土整備対策班、組織支援対策班〉 (2) 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、県土整備対策班、組織支援対策班〉

		織支援対策班〉 (3) 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班、組織支援対策班〉 (4) 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）〈県土整備対策班〉 (5) 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉 (6) 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉	(3) 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、県土整備対策班、組織支援対策班〉 (4) 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）〈県土整備対策班〉 (5) 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、県土整備対策班〉 (6) 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、県土整備対策班〉
P3-68 第３編 第５章 第５	１　救援の際の物資の売渡し要請等	(7) 医療の要請及び指示〈健康福祉対策班〉 （略） なお、知事〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉は、(2)、(3)、(4)の措置を講ずる場合は、施行令第 13 条の規定により、公用令書を交付する。 （略） また、知事〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、男女参画・こども対策班、県土整備対策班〉は、県内だけで特定物資を十分に確保できないことが見込まれる場合等には、指定行政機関の長等に対し、(1)、(2)、(3)の措置を行うよう要請する。	(7) 医療の要請及び指示〈健康福祉対策班〉 （略） なお、知事〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康福祉対策班、県土整備対策班〉は、(2)、(3)、(4)の措置を講ずる場合は、施行令第 13 条の規定により、公用令書を交付する。 （略） また、知事〈産業労働対策班、農林水産対策班、健康　福祉対策班、県土整備対策班〉は、県内だけで特定物資を十分に確保できないことが見込まれる場合等には、指定行政機関の長等に対し、(1)、(2)、(3)の措置を行うよう要請する。